

一般財団法人 有機合成化学研究所  
規程集

規程

- 1号 役員及び評議員の報酬等及び費用の支給に関する規程
- 2号 謝金規程
- 3号 旅費・宿泊費規程
- 4号 研究助成に関する規程
- 5号 賛助会員規程
- 6号 情報公開規程
- 7号 個人情報管理規程

一般財団法人 有機合成化学研究所  
役員及び評議員の報酬等及び費用の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、一般財団法人有機合成化学研究所の定款第12条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給に関する基準を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第9条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

(役員及び評議員の報酬等)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員には報酬等を支給しない。
- 3 非常勤役員には、定款第28条の定めに基づき、報酬等を支給することができる。
- 4 評議員には、定款第12条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 5 役員及び評議員に対して、この法人から特別の任務として研究助成の選考委員、講演会等の講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、選考謝金、講演謝金及び執筆謝金をそれぞれ支払うことができる。
- 6 役員及び評議員の退職に当たっては、退職手当を支給しない。

(報酬等の額と名称)

第4条 この法人の非常勤役員に対する第3条第3項の報酬等は、別表第1「非常勤役員の報酬等」に記載する金額を限度として、謝金として支給することができる。

- 2 この法人の評議員に対する第3条第4項の報酬等は、定款第12条に定める金額の範囲内において、別表第2「評議員の報酬等」に記載する金額を、謝金として支給する。

3 この法人の役員及び評議員に対する第3条第5項の謝金は、別表第3「役員及び評議員への選考、講演及び執筆に対する謝金」に記載する金額を限度として、支払うことができる。

(報酬等の支給日)

第5条 非常勤役員の報酬等は、理事会出席等、必要の都度、支給するものとする。

2 評議員の報酬等は、評議員会出席等、必要の都度、支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(役員及び評議員の費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担する予定の費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

附則

この規程は、一般財団法人有機合成化学研究所の設立登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。

別表第1 非常勤役員の報酬等

- 1 理事会等出席の都度、謝金として、1人一律5,555円
- 2 理事長の要請により、この法人の運営等に関する特別な職務を執行したときは、職務執行の都度、謝金として、1日につき、1人一律11,111円
- 3 本条第1項及び第2項の謝金の額は、各事業年度において、1人当たり100,000円を、かつ、総額で600,000円を超えないこと。

別表第2 評議員の報酬等

- 1 評議員会出席の都度、謝金として、1人一律5,555円
- 2 理事長の要請により、この法人の運営等に関する特別な職務を執行したときは、職務執行の都度、謝金として、1日につき、1人一律11,111円
- 3 本条第1項及び第2項の謝金の額は、各事業年度において、1人当たり100,000円

円を、かつ、総額で 600,000 円を超えないこと。

別表第3 役員及び評議員への選考、講演及び執筆に対する謝金

- 1 研究助成の選考委員に対する謝金は、1回の選考につき、11,111円
- 2 学術講演会及び研究会等の講師に対する謝金は、1回の講演等につき、33,333円
- 3 この法人が発行する学術出版物等への寄稿に対する謝金は、1編の原稿等につき、22,222円

一般財団法人 有機合成化学研究所  
謝金規程

(通則)

- 第1条 この規程は、この法人における謝金等の支払い限度額を定める。支払い額は、この限度額内で理事長が決定し、理事会の承認を得るものとする
- 2 この法人の役員及び評議員に対する謝金等については、別に定める「役員及び評議員の報酬等及び費用の支給に関する規程」による。

(選考委員への謝金)

- 第2条 研究助成の選考委員に対する謝金は、1年度の選考につき、一人 22,222 円を限度として支払うことができる。

(講演等の謝金)

- 第3条 この法人の学術講演会及び研究集会等の講師に対する謝金は、1回の講演等につき、一人 33,333 円を限度として、また、研究者育成講座の講師に対する謝金は、1年度の講座担当につき、一人 55,555 円を限度として、それぞれ支払うことができる。交通費及び宿泊費は、この法人の「旅費・宿泊費規程」に準じて、これを別途支払うことができる。ただし、国際研究集会に関する渡航費は、実費の一部を補助することができる。

(執筆等の謝金)

- 第4条 この法人が発行する学術出版物等への執筆に対する謝金は、1編の原稿等につき、22,222 円を限度として支払うことができる。

(報酬の支給日)

- 第5条 第2条から第4条までの謝金は、講演会開催等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

- 第7条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

- この規程は、一般財団法人有機合成化学研究所の設立登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。

一般財団法人 有機合成化学研究所  
旅費・宿泊費規程

(目的)

第1条 この規程は、この法人における旅費・宿泊費の支給基準を定める。

(国内旅費)

第2条 この法人の役員、評議員及び職員の旅費・宿泊費は、実費相当額を支払う。

(海外旅費)

第3条 この法人の役員、評議員及び職員の海外旅費・宿泊費は支給しない。

(旅費・宿泊費の支給日)

第4条 第2条から第3条の旅費等は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 旅費等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規程は、一般財団法人有機合成化学研究所の設立登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。

一般財団法人 有機合成化学研究所  
研究助成に関する規程

第1章 通則

(目的)

第1条 この規程は、この法人の定款第4条第3号及び同第40条に掲げる研究に対する助成について、必要な事項を定める。

(助成の対象)

第2条 この研究助成は、原則として京都府下の大学の有機合成化学分野の先端的研究を対象とする。

(助成研究の募集)

第3条 助成研究は、この法人のホームページ等により公募する。応募者は、この法人が規定する申請書を指定された期間内に提出しなければならない。

(助成の決定)

第4条 助成研究は、この規定の第2章に定める選考委員会で審議選定し、理事会の同意を経て理事長が決定をする。

(助成金の交付)

第5条 助成金は、その交付を受ける者の所属する大学が指定する口座へ入金し、大学の領収書をもって受領が行われたものとする。

(実績の報告)

第6条 助成金の交付を受けた者は、指定された期間内に、指定された方法で、その実績について理事長に報告しなければならない。

第2章 選考委員会及び選考委員

(選考委員会)

第7条 定款第41条の定めに基づき、選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の任務)

第8条 委員会は、助成金交付の対象となる研究及び候補者の審査選定を行う。

(選考委員)

第9条 委員会の選考委員（以下、「委員」という。）は、定款第42条の定めに基づき、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

2 委員の数は、3名以上5名以内とする。

3 委員のうちには、この法人の役員が委員の数の3分の1を超えて含まれてはならない。

4 委員の委嘱期間は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

5 委員は、任期満了後においても、後任者が決定するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員長)

第10条 委員会には、委員長1名を置く。委員長は、理事長が委員会の同意に基づき、これを委嘱する。

2 委員長は会務を統括し、委員会の議長を務める。

3 委員長が委員会を招集するときは、各委員に対して前もって、議題、日時、場所その他必要事項を通知しなければならない。

(決議)

第11条 委員会は、委員の過半数をもって成立し、その過半数をもって決議する。

2 委員長は、委員会の招集を行わずに、書面をもって委員の意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。この場合、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

(選考基準)

第12条 助成の対象及び候補者の選考は、定款第3条（目的）及び第40条（助成事業の対象）に合致するものでなければならない。すなわち、原則として京都府下の大学の有機合成化学分野の先端的研究を対象とし、当該分野の学術、科学技術及び教育の振興に寄与しうることを選考の基準とする。

(委員の義務等)

第13条 選考は、公明正大に行われなければならない。

(1) 委員は、審査対象となる研究の上で、当該候補者と直接的な利害関係にあるなど、公明正大な選考を損ない得る客観情勢にある場合には、その審査を辞退しなければならない。

(2) 委員は、選考の過程及び内容並びに選考の過程で知りえた秘密について、他に漏らしてはならない。

(謝金及び費用)

第14条 委員には、選考の職務に対する対価として、理事会で別に定める「謝金規定」に記載の金額を限度とする謝金及び職務の遂行に要した実費を支払うことができる。



(報告)

第15条 委員長は、選考の経過及び結果を、理事長が要請する一定の期間内に、文書をもって理事長に報告するとともに、理事会の要請があるときは、理事会に出席して選考理由等を説明しなければならない。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規程は、一般財団法人有機合成化学研究所の設立登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。

一般財団法人 有機合成化学研究所  
賛助会員規程

(通則)

第1条 この法人の賛助会員に関する規程については、定款第43条に定めるものの他、この規程の定めるところによる。

(会員)

第2条 この法人の目的及び事業を賛助する者は、理事会の決議により賛助会員（以下「会員」という。）とする。

(会員の種類)

第3条 会員を分けて次の2種とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的及び事業を賛助する者又は賛助する上で、特に功労のあった者
- (2) 維持会員 この法人の目的及び事業を賛助し、第7条に定める会費を納める者

(会員の権利)

第4条 会員は、次の権利を有する。

- (1) この法人の主催する有機合成化学研究所講演会及び産学共同学習セミナー等の研究会に参加することができる。
- (2) この法人の発行する有機合成化学研究所研究紹介の無料配布を受けることができる。
- (3) この法人の主催する事業に優先して参加することができる。
- (4) 維持会員に所属するものは、この法人の主催する催しにすべて会員資格で参加することができる。

(資格の消滅)

第5条 維持会員が会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しない場合は、その資格を喪失する。

(退会)

第6条 退会しようとする維持会員は、未納の会費を納入の上、書面をもってその旨を理事長に届け出なければならない。

(会費)

第7条 維持会員は、毎年度1口以上の会費(維持会費)を納入しなければならない。ただし、1口500,000円とする。

2 一般会員は、会費納入の義務をもたない。

(会費の使途)

第8条 会費は、定款第3条に定める目的に従い、同第4条に記載する事業に使用する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規程は、一般財団法人有機合成化学研究所の設立登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。

一般財団法人 有機合成化学研究所  
情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及びこの法人の定款の定めに基づき、この法人の情報公開について必要な事項を定める。

(法人の責務)

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、第8条に規定する資料につき原則として、一般の閲覧に供することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう配慮しなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第8条に規定する資料を閲覧した者は、これによって得た情報をこの規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(管理)

第4条 この法人の情報公開に関する事務は、この法人の事務局が統括管理する。

(情報公開の方法)

第5条 この法人は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、資料の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

(公告)

第6条 この法人は、法令並びに定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第50条の方法によるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、法令の規定に従い、役員及び評議員の報酬等の支給に関する基準について、公表する。これを変更したときも同様とする。

2 前項の公表については、「役員及び評議員の報酬等及び費用の支給に関する規程」を次条に定める事務所備え置きの方法による。

(情報公開の対象資料)

第8条 この法人において情報公開の対象とする資料（以下「公開対象資料」という。）

は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款
  - (2) 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名を記載した名簿）
  - (3) 職員名簿
  - (4) 事業計画書
  - (5) 収支予算書
  - (6) 貸借対照表
  - (7) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (8) 事業報告書
  - (9) 事業報告の附属説明書
  - (10) 監査報告書
  - (11) 財産目録
  - (12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
  - (13) 役員及び評議員の報酬等及び費用の支給に関する規程
- 2 公開対象資料は、正当な理由を有する者に対し、一般の閲覧に供するものとする。この場合においては、正当な理由がないときは、閲覧の請求を拒むことができない。
- 3 第1項第2号（役員等名簿）又は第3号（職員名簿）については、この法人の評議員以外の者から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録された部分を除外して、これらの閲覧をさせることができる。
- 4 公開対象資料は、この法人が定める場所に常時据え置くものとする。
- 5 公開対象資料の据え置く期間等は、次のとおりとする。
- (1) 第1項第4号（事業計画書）、第5号（収支予算書）の書類については、当該事業年度の末日までの間、当該書類を主たる事務所に備え置かなければならない。
  - (2) 第1項第2号（役員等名簿）及び第6号（貸借対照表）から第13号（役員等に対する報酬等の支給基準）までの書類については、5年間その主たる事務所に備え置かなければならない。

（閲覧場所・閲覧時期）

第9条 公開対象資料の閲覧場所は、この法人の事務局とする。

- 2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間はこの法人の業務時間内とする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは、閲覧希望者に対して、閲覧日時を指定することができる。

（閲覧の申請手続）

第10条 この法人の公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、理事長に提出しなければならない。

- 2 事務局長は、前項の閲覧申請書を受理したときは、閲覧受付簿（第2号様式）に必要事項を記載しなければならない。
- 3 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、事務局長が説明

し、その経過は質疑応答簿（第3号様式）に記載しておかなければならない。  
4 前項の説明に当たっては、この法人の業務運営上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。

（費用負担）

第11条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。

（電磁的記録）

第12条 公開対象資料が電磁的記録をもって作成されている場合の閲覧請求等については、法令の定めるところによる。

（補則）

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般財団法人有機合成化学研究所の設立登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。

一般財団法人 有機合成化学研究所  
個人情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の適正な取扱いに関して、この法人の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより、個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

(2) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人の情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

(3) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別されうる、生存する特定の個人をいう。

(5) 役職員等

「役職員等」とは、この法人に所属するすべての理事、監事、評議員及び職員をいう。

(6) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、理事長によって指名された者であって、個人情報コンプライアンス・プログラムの運用に関する責任と権限を有する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

2 各種委員会委員、顧問及びこの法人の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、

この法人の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

- 3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理者)

第4条 この法人においては、事務局長を個人情報管理責任者とする。

- 2 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

(個人情報の提供)

第5条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、この法人の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

- (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること
- (2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること
- (3) この法人との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

(通報及び調査義務等)

第6条 役職員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第7条 この法人が既に保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令の規定による場合
- (2) 本人又は公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則



この規程は、一般財団法人有機合成化学研究所の設立登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。